

## WestlawJapan 法令あらまし

---

### 【法令名】

- 総務省組織令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 23 年 3 月 30 日 号外 63 号 5 ページ
【法令番号】	平成 23 年 3 月 30 日 政令第 39 号
【管轄省庁】	総務省
【施行期日】	平成 23 年 4 月 1 日から施行
【制定の根拠】	国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 7 条第 5 項
【法令のあらまし】	総務省統計局統計調査部経済統計課及び経済基本構造統計課の所掌事務を改める。 (第 118 条及び第 118 条の 2 関係)
【改正される法令】	総務省組織令（平成 12 年政令第 246 号）